

経営発達支援計画の概要

実施者名	渡嘉敷村商工会（法人番号 1360005000504） 渡嘉敷村（地方公共団体コード 473537）
実施期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
目標	経営発達支援事業の目標 (1)経営基盤の強化のための経営支援 小規模事業者の持続的発展において事業計画の策定は必要不可欠である為、引き続き事業計画の策定・実施・検証などフォローアップをしていきます。経営事業計画策定支援を通し経営基盤の強化を図り、新商品の開発、新規市場の開拓、安定した雇用の創出を生み出していきます。 (2)創業および事業承継支援の強化 雇用の維持・創出を図るため、Iターンや島外からの移住者等を対象とした事業計画策定支援・金融支援等により創業を促す。また、経営者の高齢化を踏まえ、円滑な事業承継にむけての支援を行います。 (3)事業者のIT支援 DX推進 島内では人手不足による稼働率低下や営業自粛減が顕著にみられる為、今後は労働生産性の改善・業務効率化による業務フロー改善は必須であると考え。DXに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にDXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組推進のためセミナー等を開催します。
事業内容	経営発達支援事業の内容 3. 地域の経済動向調査に関すること 地域にあった経済動向調査を行うとともに集めたデータを分析・公表し、日々の経営指導等で有効活用する 4. 需要動向調査に関すること 商品の改良や開発に向けたアンケート調査を行う。 5. 経営状況の分析に関すること 小規模事業者の持続的発展に向け、巡回・窓口相談セミナーなどを実施して経営分析を実施する。 6. 事業計画策定支援に関すること 事業計画策定の支援、DX推進セミナーを開催する。 7. 事業計画策定後の実施支援に関すること 作成した事業計画書の実用性を高めるため、定期的に巡回を行い進捗状況の確認やフォローアップを実施する。 8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 村外で開催される特産品展等に事業者の出展を促し、BtoB・BtoCの機会を創出する。
連絡先	渡嘉敷村商工会 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷346 TEL：098-987-2430 FAX：098-987-2798 E-mail：kerama@tokashiki.or.jp 渡嘉敷村役場 観光産業課 〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷183 TEL：098-987-2333 FAX：098-987-2783 E-mail：shinkou@vill.tokashiki.okinawa.jp

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状及び課題

渡嘉敷村は、沖縄本島那覇市の西方に点在する島々、慶良間諸島に属し、島尻郡の一村です。渡嘉敷島は、慶良間諸島の中で一番大きな島で南北 9 km、東西 2.8 km、周囲 25 km、面積 15.8 km²の南北に細長く、他に前島、儀志布島、ナガンヌ島、ウン島、黒島、神山島、中島、ハテ島、離島、城島、シマ（前島北）、クエフ島、地自津留島など大小十余の無人島を含めて、総面積 19.23 km²で形成されています。

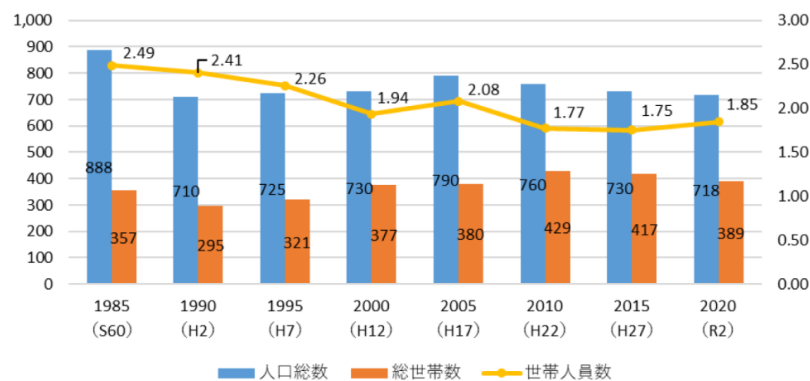
沖縄県那覇市から西に約 40 km 離れた場所に位置しており、村は有人・無人島を含め大小 14 の島々から成り立ち、雄大な自然に囲まれ多様な生態系、島独自の文化・歴史などの観光資源を有し、平成 26 年に渡嘉敷村と座間味村を含めた慶良間諸島が国立公園に指定された。

村への交通機関として、村営の定期船「フェリーとかしき」と高速船「マリンライナーとかしき」が毎日運航し、那覇（泊港）から短時間で島へ渡ることが出来ます。



渡嘉敷村の人口推移（各年 3 月末時点）

本村の近年の人口と世帯数の推移は、近年減少傾向にあり 2020 年（令和 2 年）の国勢調査人口は 718 人となりました。総世帯数は 2010 年（平成 22 年）以降減少傾向にあり、2020 年（令和 2 年）では 389 世帯となりました。人口の減少と核家族化の進行が伺えますが、直近の世帯人員数は微増しています。



【出典：渡嘉敷村民生課】

村運営定期船

運営	船舶（航路）	定員	所要時間	便数（一日）
渡嘉敷村	フェリーとかしき 泊港⇄渡嘉敷港	450名	70分	1便
	高速船マリンライナーとかしき 泊港⇄渡嘉敷港	200名	40分	2便(夏季3便)

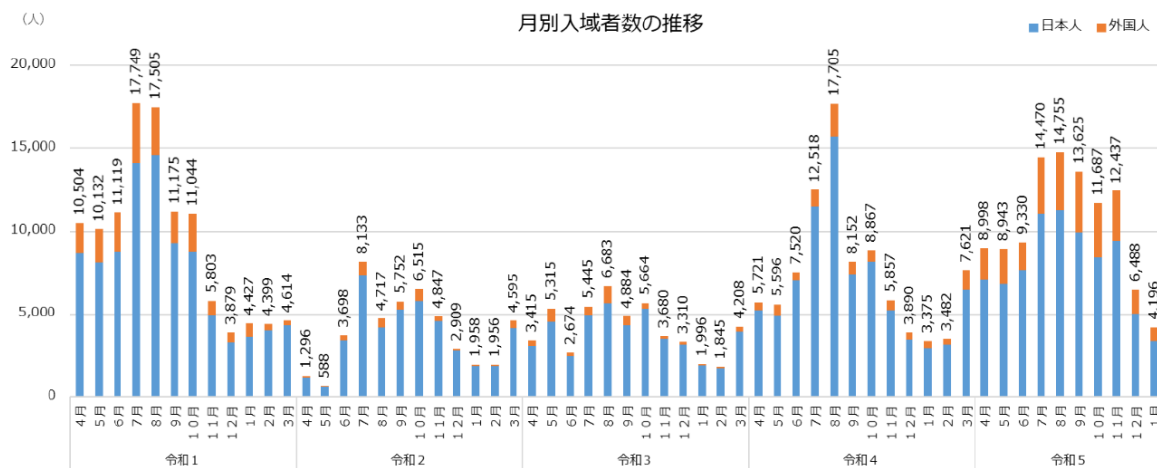
観光客の推移

平成26年に国立公園に指定を受けた事で認知度が高まり、国内外問わず多くの観光客が訪れるようになり、年間12万人もの観光客が訪れるようになりました。

しかし令和2年、新型コロナウイルス感染症拡大により観光産業は大きく衰退し渡嘉敷村においても例外ではなかったが、令和4年に入ると次第に収束していき外国人観光客の割合も増加し回復傾向あります。

一年の動向としては観光客数が8月にピークを迎え繁忙期に入り、11月下旬から閑散期となり減少します。もともと人口700名と小さな島であるため、ピーク時の観光客は島のキャパシティに対し過多になりつつあります。

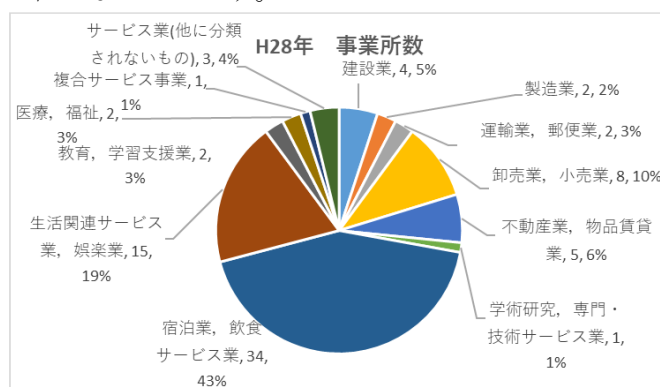
【出典：渡嘉敷村入域者調べ】



渡嘉敷村の産業

村内では第3次産業に分類される事業所が多数を占めており、中でも最も多いのが「宿泊業、飲食サービス業」で34事業所、43%を占めています。2番目に多いのは「生活関連サービス業、娯楽業」で15事業所19%となっています。

【出典：e-Stat】



- ・産業別事業所数及び従業者数の推移を見ると、国の統計上の問題で2019年（令和元年）のデータがありません。

（単位：事業所、人）

		H13	H18	H21	H24	H26	H28	R1
農林水産業	事務所	-	-	1	1	-	-	-
	従業者	-	-	7	2	-	-	-
鉱業	事務所	-	-	-	-	-	-	-
	従業者	-	-	-	-	-	-	-
建設業	事務所	5	6	5	5	5	4	-
	従業者	20	15	13	14	17	17	-
製造業	事務所	2	2	2	3	3	2	-
	従業者	13	14	13	13	12	14	-
卸・小売業	事務所	16	11	11	11	9	8	-
	従業者	66	39	58	47	48	52	-
金融・保険業	事務所	-	-	-	-	-	-	-
	従業者	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	事務所	1	-	3	2	4	5	-
	従業者	1	-	6	5	18	10	-
運輸通信業	事務所	2	3	2	2	3	2	-
	従業者	29	8	19	13	38	11	-
電気・ガス・水道 熱供給業	事務所	3	3	1	1	3	-	-
	従業者	8	8	1	1	3	-	-
サービス業	事務所	35	58	48	52	71	58	-
	従業者	253	312	254	190	276	223	-
総数	事務所	64	83	73	77	98	79	-
	従業者	390	396	371	285	412	327	-

※「-」：実在しないもの

（資料：事業所・企業統計／経済センサス）

商工業者数及び小規模事業者数の推移【出典：経済センサス】

項目	平成24年 (2012年)	令和26年 (2014年)	増減数 【H26-H24】
A 商工業者数	73	80	7
B 小規模事業者数	68	78	10
B/A 小規模事業者の割合	93.2%	97.5%	

産業の現状と課題【出典：渡嘉敷村総合振興計画抜粋】

①商業・生産業

本村の商業は食料品や日用品を扱う小規模な店舗や観光客を対象とした土産品店・飲食店等となっており、村内の生活において重要な役割を担っています。引き続き、商店個々の経営の近代化・サービスの向上を目指し、キャッシュレス決済等観光客も使いやすい環境整備が必要です。農産物・海産物を生かした加工業については、碧島でとれた果実を使ったジャムやゼリーのほか、黒米みそ・おかずみそ、マグロジャーキーや加工品・工芸品など、様々な特産品開発が進められ、原料調達や販路拡大に行政や支援団体のサポートが必要な状況も見られます。

②観光産業

新型コロナウイルス感染症がもたらした観光産業への影響は大きく、観光客の観光に対するニーズや動向も変化するとともに、人手不足の深刻化や急速なデジタル化への対応など新たな課題も生まれています。また、経済や社会、環境とのバランスを図る「持続可能な観光」の重要性も高まっています。観光事業者や関連団体だけが恩恵を受けるのではなく、自然環境や村に残る歴史や文化を守りつつ、島内に住む人々の生活がより豊かになる観光振興を推進していくことが重要です。

③水産業

渡嘉敷漁業協同組合により、マグロジャーキー等の加工品開発が精力的に取り組まれており、島外でも広く知られるようになりました。鮮魚や冷凍販売にも取り組んでおり、村内の食卓や飲食店で有効に活用されています。漁業環境保全のために資源管理型漁業や栽培漁業の取り組み等が推進されていますが、村内ではまだ取り組みが進んでいない状況です。

課 題

①新産業の創出のための島外からの企業誘致については、地元企業や事業者との合意形成が必要であり、現状では地元事業者の育成を優先して実施しております。しかし今後はワーケーション、テレワーク、リゾートオフィス等、新たなライフスタイルへの需要を取り込むために、都市部と同様に業務等が実施できる環境整備の検討が必要であり、そのためには住む場所の確保と IT 環境の整備が必要です。

②生産においては天候に左右されにくく安定した収入を目指し、養殖や栽培漁業に向けた取り組みが必要です。農業、林業、水産業と観光産業が連携した体験交流型のメニュー開発や、特産品開発等へのニーズの把握、メニューの検討が必要です。

③年間における入域観光客数の激しい変動について、ケラマブルーと称される世界有数の透明度を誇る海に囲まれた渡嘉敷村では、訪れる観光客のそのほとんどが海水浴やマリレジャーを目的に訪れています。そのため海開きが開催される4月頃から徐々に観光客が増え始め8月に最も観光客数が多くなり、マリレジャーに適さない1月に最も少なくなります。8月と1月の来島観光客数の差は10,000人にもものぼり、事業者は繁忙期と閑散期で売上高の差が激しく常に不安定な経営状況に置かれています。そのため閑散期では本業である観光業を休業し漁業やバイトなどで生計を立てる事業者も少なくありません。年間を通した雇用が難しく夏場は短期バイトを雇うことがほとんどで、ノウハウの蓄積・サービスの向上・業務効率化等が成立しづらい環境となっています。

④離島環境における人手不足について、渡嘉敷村の事業所はそのほとんどが小規模事業者で家族・親族で事業を営んでいますが、島内には高等学校がなく村の子供たちは中学校を卒業すると沖縄県本島の高等学校へと進学し、そのまま本島や県外で就職する事がほとんどで、島に戻ってくる子供は非常に少ないです。また渡嘉敷村は宅地が少なく村営住宅（団地）は増えつつありますが、まだまだイターン者の受入れ体制は良いとは言えない環境です。

住居が確保できないため本島から人材を呼ぶことができなく、また従業員宿舎が用意できる事業者は限られているため村内の大半事業者は常に人手が不足している状況にあります。

⑤天候による欠航の影響について、渡嘉敷村への主たる移動手段は村運営船であり海上が時化て船が欠航になることは珍しくありません。平均して月に2、3日ほど船便が欠航し、台風ともなると1週間から10日ほど船が出ないこともあります。その間観光客の出入りは0となるため、ほとんどの事業所が休業し船が再運航するまでの間は島の産業が停滞状態となります。繁忙期に台風が重なればその年の売上の確保が難しくなり、不安定な経営状況に拍車をかけることになります。

渡嘉敷村第5次総合計画（令和5年度～令和14年度）※一部抜粋

①既存企業の体質強化の促進 村内事業者支援を行っている渡嘉敷村商工会と連携して、商業・生産業の振興を図りつつ、域内消費を促進します。近年普及の進んでいるキャッシュレス決済の導入、普及促進を図ります。

②起業しやすい環境づくり 村民の雇用の創出や本村の税収の確保を図るため、起業支援や企業誘致の促進、環境づくりに取り組みます。

③特産品開発、新産業創出等への支援 本村の特産品・加工品に関する情報発信や、販売・展示する機会や場の提供、開発に取り組む事業者の育成・支援等、特産品・加工品のブランド化を推進します。

（２）小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

沖縄県においてコロナ禍以降の観光客数は年々増加傾向にあり、今後も沖縄県への観光客数増に伴い渡嘉敷村へ訪れる観光客数も増加が見込まれます。地域において小規模事業者は雇用の創出や地域活性化など役割を担っているため、需要の増加に対し小規模事業者ならではの特色ある事業の展開・商品・サービスの開発と改良など商品の訴求力をあげ持続的な発展に資するよう支援に注力します。

商工会として、これまでと同様に経営改善普及事業を中心とした支援事業を実施し、また近年の社会情勢や経営環境の変化による高度な経営支援に対応する為、専門家や国の支援機関と連携し地域にとって身近で頼れる支援機関としての役割を担っていきます。

（３）経営発達支援事業の目標

①経営基盤の強化のための経営支援・地域の発展に努める

観光客は増加傾向にありますが季節変動や船便の欠航など、渡嘉敷村は離島特有の不安定な環境下に置かれている事は変わりません。そのような状況で小規模事業者の持続的な発展において事業計画の策定は必要不可欠である為、引き続き事業計画の策定・実施・検証などフォローアップをしていきます。経営事業計画策定支援を通し経営基盤の強化を図り、新商品の開発、新規市場の開拓、安定した雇用の創出を生み出していきます。

②創業および事業承継支援の強化

雇用の維持・創出を図るため、Iターンや島外からの移住者等を対象とした事業計画策定支援・金融支援等により創業を促します。また、経営者の高齢化を踏まえ、円滑な事業承継にむけての支援を行います。

③事業者のIT支援 DX推進

島内では人手不足による稼働率低下や営業自粛減が顕著にみられる為、今後は労働生産性の改善・業務効率化による業務フロー改善は必須であると考えます。DXに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にDXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組推進のためセミナー等を開催します。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

- ①持続的発展を促す伴走支援 小規模事業者数の維持・向上、地域の活性化のために、意欲ある事業者を対象として、経営状況分析、経営計画策定支援、経営計画策定後の実施支援を行います。
村の地域資源を活用した特産品の開発促進、販売促進を支援する。適宜、観光関連産業との連携促進、他支援団体との情報の共有を図ります。
- ②地域経済を支える小規模事業者の承継と創業の支援を積極的に実施します。事業所の高齢化に伴う廃業を少なくするために後継者の有無や経営実態について経営分析を行うと共に実態把握、まずは事業承継に関する啓蒙活動を重点的に行い、案件の掘り起こしを行う。創業については経営指導員を中心とした窓口・巡回相談により創業計画書作成支援や創業者融資制度・経営支援施策を活用した支援を実施します。
- ③事業者のDXに関する意識の醸成や基礎知識を習得するため、また実際にDXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組を推進していくために、セミナー等を開催します。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

地域小規模事業者の中から、宿泊業・娯楽業を軸にアンケート調査を行ってきました。質問事項として、前年同期及び前期と比較した「売上」「資金繰り」「従業員数」「事業承継」「経営上の問題点」等、現状の地域経済動向と今後商工会に求める支援内容を収集し経営支援に反映させてきました。今後は収集したデータを外部専門家と連携し分析する事で、より高度で効果的でありニーズにあったアプローチ・支援を実施する事が求められます。

(2) 目標

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
①地域経済動向調査	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
②景気動向調査	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

(3) 事業内容

①地域の経済動向分析（国が提供するビッグデータの活用）

当地域の産業・事業者に対し限られたマンパワーや政策資源を集中投下し、効率的な経済活性化を目指すため、経営指導員等が「RESAS」を活用した地域の経済動向分析を行います。また、渡嘉敷村を取り巻く環境分析と地域経済動向を把握のため自治体等が公表する資料を活用し経済動向の調査・分析を行い年 1 回公表する。

【調査手法】経営指導員等が「RESAS」を活用し、地域の経済動向分析を行います。

【調査項目】

『地域経済分析システム「RESAS」』

・「地域経済循環マップ」を活用した地域における生産、分配、支出の流れや影響度を分析する。

- ・「産業構造マップ」を活用し、業種毎の売上額、労働生産性、付加価値額等産業の現状を分析する。
- ・「観光マップ」を活用し、経路検索サービスの利用情報を基に、観光客の属性、人の動き等について分析をすることで、観光需要との関連性を見出し、小規模事業者の事業計画策定・販路開拓支援等に活用する。

②渡嘉敷村内小規模事業者を対象とした景気動向調査

渡嘉敷村の経済をけん引している観光関連業者を中心とした小規模事業者の中から、地域経済の動向を把握するのに必要なアンケート調査を全国商工会連合会の「小規模企業景気動向調査」の様式を参考に実施する。

【調査対象】地域内小規模事業者 30 社（宿泊業 15 社、娯楽業 15 社）

【調査項目】売上額、資金繰り、雇用、事業承継、経営上の課題等

【調査手法】調査票を郵送し FAX での回収または QR コードを活用し web で回答して頂きます。

【分析手法】経営指導員等が外部専門家等と連携し分析を行います。

（４）調査結果の活用

- ①情報収集・調査、分析した結果を HP 等で事業者へ共有し、また行政への要望等に活かします。
- ②経営指導員等が巡回指導を行う際の参考資料とします。

4. 需要動向調査に関すること

（１）現状と課題

これまで催事出展の際に需要動向アンケートシートを作成し調査・収集を実施してきました。その後分析を行い、調査結果を踏まえ当該事業所へのフィードバックを行ってきました。しかしその後の分析が不十分であり、効果的なアプローチが不足していたと感じます。今後は調査結果を細やかに分析し商品・販売・広報の戦略等の基礎資料として有効に活用するため専門家等と連携し実施する必要があります。

（２）目標

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
需要動向調査対象事業者	1 社	1 社	1 社	2 社	2 社	2 社

（３）事業内容

①イベント等における需要動向調査の実施

経営状況分析や支援指導を行っている事業者を対象に、地域資源等を活用した地域ブランド新商品を開発する。開発商品は、沖縄の産業まつり等において試食等または来場者アンケートを実施し、調査結果を分析した上でフィードバックすることで地域ブランド商品の改善及び、消費者ニーズに則した新商品開発に資する。

【サンプル数】 来場者 30 人

【調査手段・手法】 ①県内最大規模の産業まつりです、「沖縄の産業まつり」（毎年 10 月開催、開催期間 3 日間）の来場者に対して、アンケートを実施します。

②県内全離島が各地域の特産品を P R する「離島フェア」（毎年 11 月開催、開催期間 3 日間）の来場者に対して、アンケートを実施します。

【調査項目】 年齢、性別、居住地、価格、パッケージ、使用シーン等、該当事業者が提供する商品・サービスに合わせた項目にします。

【分析】 調査結果を、必要に応じ販路開拓等の専門家同席のもと、経営指導員が分析を行い、商品開発などの課題抽出につなげる

【分析結果の活用】 分析結果を、経営指導員（必要に応じ専門家活用）が当該事業者に対して直接説明する形でフィードバックし、ブラッシュアップを図り、更なる改良等に活用する。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

経営分析において、経営支援や融資相談時の財務分析、補助金等申請にかかる事業計画作成の際に経営状況の分析を行う事がほとんどであり、単発的な支援にとどまっているため、限定的な情報提供や分析となり有効活用されていない。経営分析をきっかけに、「財務分析」や「経営の本質的課題」を掘り起こし個々の現状及び課題解決の把握に繋がります。専門的な定量的・定性的分析等については、沖縄県よろず支援拠点、エキスパート等の専門家と連携して経営相談に対応します。

(2) 目標

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
セミナー開催件数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
経営分析事業者数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

(3) 事業内容

①経営分析を行う事業者の発掘

経営分析セミナー等を通して、事業者に自社の強み・機会、経営課題等を考えて頂き、事業計画の策定等の活用について理解を深めるとともに、対象事業者の掘り起こしを行います。また 60 歳以上の経営者を対象に事業承継診断をきっかけに、必要であればセミナーへ促し円滑な事業承継に必要な事業環境分析を実施します。創業を検討する方に対して窓口・巡回相談からセミナーへ促し自社分析から創業計画書作成支援に活かします。

【募集方法】チラシを作成し、巡回・窓口相談時に案内。また、当会ホームページで広く周知する。

【開催回数】 年 1 回

【参加者数】 5 事業所（創業者含む）

②経営分析の内容

【対象者】巡回・窓口指導、経営分析セミナー参加事業所、記帳指導事業所を対象として経営分析、事業計画策定の必要性を啓蒙し、販路開拓に意欲的な事業所 5 社を選定します。

【分析項目】定量分析たる財務分析と非財務分析の双方を行います。

《財務分析》過去の財務から直近の収益性、生産性、安全性及び成長性を分析。

《非財務分析》下記項目について、対話と傾聴を通して、内部環境における強み、外部環境における機会等を中心に分析。

（内部環境）強み・弱み・商品、サービスの特徴・人材、組織・IT の活用の状況等

（外部環境）機会・脅威・商圏内人口、人流・競合・業界動向等

【分析手法】経済産業省の「ローカルベンチマーク」等のソフトを活用し経営指導員等が分析。

(4) 分析結果の活用

事業者にフィードバックすることで自社の現状を客観的に把握してもらい、一時的な支援ではなく、強みを生かして市場性がある分野での展開が可能な事業計画策定支援において使用します。分析結果は、データベース化し内部で共有することで経営指導員等のスキルアップに活用します。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

補助金申請や融資あっせん時に行うことが主であり、ほとんどの小規模事業者は日頃から経営判断の材料として活用しているケースは少ない。事業計画の重要性はあまり浸透しておらず、必要性が迫られてない限り自社の経営分析を行う機会は限られている。今後は必要に迫られて行う経営分析ではなく、日頃から訪問・窓口相談を通じて、小規模事業者の経営に活かすための経営分析を増やしていくことが重要であり、必要に応じ外部専門家等と連携する必要があります。また小規模事業者のIT化への取り組みが遅れている現実があり、ITツールの有効性に取組む必要がある。

(2) 支援に対する考え方

補助金・経営革新計画・創業・事業承継等の申請をきっかけとして事業計画策定のノウハウを学んでもらい、事業計画策定の意識を事業者に根付かせます。また補助金や融資だけの計画書にならぬよう経営分析支援とも連動し、経営分析・経営計画策定を通して自ら経営改善等を図る事業者へ促していきます。さらに人手不足が課題である村内においてDX・IT推進への取り組みは必要であり、DXに向けたITツールの導入やWebサイト構築等の取組を推進していくためのセミナーを開催します。

(3) 目標

支援内容	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画策定件数	5件	5件	5件	5件	5件	5件
DX推進セミナー	—	1回	1回	1回	1回	1回

(4) 事業内容

①事業計画策定支援

【支援対象】経営分析を行った事業者を対象とします。(創業・承継含む)

【支援手法】経営指導員等が経営分析を行った事業者に事業計画策定の意義を啓蒙し、経営方針、経営目標、マーケティング戦略等を事業者と一緒に策定する。適宜、外部専門家も交えて検討を行い、事業計画の精度を高めます。

②DX推進セミナーの開催

DXに関する意識、基礎知識の獲得を目的として、セミナーを開催する。セミナーを受講した事業者の中から取り組み意欲の高い事業者に対しては、経営指導員による相談対応・経営指導を行う中で必要に応じてIT専門家派遣を実施します。

【対象者】意欲のある事業者、DXを活用する事で販売促進に繋がり売上増加が期待できる事業者。

【セミナー内容例】

- ・DXの基礎知識や具体的な活用事例
- ・生成AI等を活用した業務効率化
- ・ECサイトの利用方法
- ・ホームページ構築支援

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

融資あっせん後の事後調査や補助金採択後の追跡調査等の他、事業計画の策定支援を実施し事業者に対して経営指導員が巡回等の際に計画の進捗確認を行っているが、不定期であるため計画的なフォローアップになっていない。事業者の事業計画後の状況を定期的に把握し、新たな課題が出た場合は助言や指導を行い、事業計画の軌道修正等のフォローアップ支援を定期的実施することが課題。

(2) 支援に対する考え方

小規模事業者が策定した事業計画の実現に向けて、定期的に事業の進捗状況確認や新たな経営課題について助言・指導を行い、高度かつ専門的な課題については、中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、事業引継ぎ支援センター等の専門機関との連携により課題解決に取り組み、必要に応じて各種融資制度の活用や小規模事業者向け施策の情報を提供し対象事業者の経営計画実現に向けて伴走型の支援を行います。

(3) 目標

支援内容	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
フォローアップ対象事業者数	5	5	5	5	5	5
フォローアップ延べ回数	20	20	20	20	20	20
売上増助事業者数	3	3	3	3	3	3
利益率5%以上増加の事業者数	3	3	3	3	3	3

(4) 事業内容

①事業計画策定後は、四半期ごとに1回以上巡回訪問し、計画の進捗状況の確認や適宜フォローアップを実施。また新たな経営課題等がないか確認するなど、事業者に寄り添った支援を実施するよう努め、経営情報等は経営カルテに保存し、職員が共有できるように整理。
進捗状況等は計画策定に関わった支援機関や専門家へ報告し、必要な指導・助言を受ける。

②事業計画と進捗状況とズレが生じている場合の対処法

進捗状況が思わしくない事業者に対して、当初の事業計画とのズレが生じている場合には、巡回訪問による聞き取りを行い、「対話」と「傾聴」による問題点や原因等の抽出によって、計画の変更または軌道修正を図る。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

渡嘉敷村の特産品は令和5年度の一括交付金事業により商品のブラッシュアップ・商品開発・発掘されたことで商品ラインナップが大幅に増加しました。しかし沖縄県の産業まつりや離島フェアなどの出展を促しているが、エントリーする事業者は毎回同じ顔触れになっており、今後は新たな出展者を促し、自らが出展し市場の開拓や、お客様の声をダイレクトに聞くことで既存商品のブラッシュアップに等につなげたいと考えます。また B to C だけでなく B to B の機会を創出します。

(2) 支援に対する考え方

出展に向けて、事前・事後の出展支援を行うとともに、出展期間中はディスプレイや商品陳列、ポップの効果的な活用提案などを行う。また新たな出展者を創出する為に、出展を検討している企業や特産品をもっている企業に対し、物産展を活用した販路展開の提案・これまでの物産展の成果を共有し出展に対する意識を向上させる。

(3) 目標

		現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
沖縄県産業まつり	出店事業者数	1 社	2 社	3 社	3 社	3 社	3 社
	売上額/社	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円
	商談成約件数	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
		現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
離島フェア	出店事業者数	1 社	1 社	1 社	1 社	2 社	2 社
	売上額/社	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円	10 万円
	商談成約件数	1 件	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件

(4) 事業内容

「沖縄の産業まつり」と「離島フェア」に事業者を出展させ島外での B to C と B to B の機会を創出。BtoB 支援については商談がスムーズに進むよう事前に専門家等より出展時・出展中・出展後に取り組むべきこと等意見をもらい、商談成立に向けた実効性のある支援を行う。

【対象事業者】特産品を扱う事業者、飲食事業者等

【期待する効果】バイヤーの商談機会創出および成立、商品に対する意見集約・ブラッシュアップ

①沖縄の産業まつり

沖縄県最大の産業まつり。毎年 10 月に 3 日間開催され延べ参加人数は 30 万人にのぼる。一般客のみならず県内外からバイヤーが来場し、毎年数多くの商談が成立しています。

②離島フェア

離島の産業振興と離島地域と都市地域間、及び離島相互の交流が実施され、沖縄県内の離島特産品やコンテンツが出展するイベント。毎年 11 月に 3 日間開催され延べ参加人数は 15 万人にのぼり、一般客に離島の魅力を PR する場となっています。

Ⅱ．経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9．事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

事業の実施状況について、外部からの評価・検証を定期的の実施できておらず効果的な事業実施の為のPDCAサイクルの確立に課題がある。

(2) 事業内容

当会の理事会と併設して、渡嘉敷村商工観光課長、法定経営指導員、外部有識者として中小企業診断士等をメンバーとした「外部有識者協議会」を年に1度（2月開催予定）開催し、経営発達支援事業の進捗状況等について5段階評価を行います。

当該協議会の評価結果は役員会にフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、会報誌やホームページ等へ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とします。

10．経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

経営改善普及業務を実施するにあたり、経営指導員等には、従来の記帳指導・税務指導に加え、経営・需要分析、販路開拓等の専門的知識の習得、連携先への橋渡し役を果たすための知識習得等が求められています。また多様化する現代社会においては今まで以上に高いスキルが求められるようになってきており、近年でいえば創業・事業承継、DX化など多種多様な支援スキル・ノウハウの向上が必要であると考えます。

(2) 事業内容

①研修会への参加

沖縄県商工会連合会、中小企業大学校が主催する小規模事業者支援の研修会等へ経営指導員及び補助員を派遣し、創業・事業承継やDX化などの支援能力向上を図り多様化する経営課題に対応していきます。

②職員間の定期ミーティングを開催（月1回）

それぞれが研修会で学んだスキルやノウハウを共有、また会員事業所へ支援した内容を共有する事で、職員同士の支援能力の向上や意見交換による質のブラッシュアップを図ります。

③沖縄県商工会連合会スーパーバイザーの活用等によるOJTの導入

経営指導員においては沖縄県商工会連合会スーパーバイザーのフォローアップを受けながら小規模事業者の支援に取組み適切な指導や助言内容を確認し、支援策の情報収集や専門家とのマッチング能力の向上を図ります。補助員においても経営指導員が行う相談指導に同席して支援ノウハウを学び、基本的な経営指導業務に従事できるよう組織全体としての支援能力向上を図ります。

④データベース化

支援を行った経営指導員等が基幹システム上の経営カルテに適時、適切にデータ入力を行い 支援中の小規模事業者の状況や支援内容を職員全員が相互共有するとともに、人事異動などで 担当が変わった場合でも質が落ちず継続した支援が行える体制を構築します。

⑤DX推進に向けたセミナーへの参加

DX推進への対応にあたり、経営指導員等のITスキルを向上させ、小規模事業者のニーズに合わせた相談に対応するため、DX関連にかかるセミナーへ積極的に参加します。また、県商工会連合会 所属のIT関連の専門家とも連携を図り、IT支援力の向上に努めます。

1.1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

各支援機関は沖縄県本島に所在しているため離島地区は情報交換の場が少なく、また税務、金融等の必要に応じてのみ情報交換を行っていました。各関連の専門家、地域金融機関、沖縄振興開発金融公庫、よろず支援拠点等と連携し、小規模事業者へ迅速かつきめ細やかな支援策の提供が行えるよう、支援方策・支援ノウハウの情報共有が課題です。

(2) 事業内容

① 沖縄県商工会連合会主催の地区座談会への出席（年1回）

糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、南大東村、座間味村、渡嘉敷村の10の商工会で構成する南部地区商工会の各経営指導員と連携し、地域経済の動向、支援の現状、支援のノウハウについて情報交換を図ります。小規模事業者への課題解決に向けた支援ノウハウの向上を図ります。

② 金融連絡会議への出席（年2回）

沖縄振興開発金融公庫と連携し、地域経済の動向、資金需要動向、金融支援策の手法について情報交換を行い、小規模事業者への金融支援に活かします。

1.2. 地域経済の活性化に資する取組に関すること

(1) 現状と課題

地域の関係機関と定期的に地域の方向性を共有する情報交換の場が少ない為、下記事業を継続して実施し行政・地域団体・会員事業者との交流・情報交換の場を創出する。

(2) 事業内容

① 広域連携事務局担当者会議の開催（年1回）

慶良間諸島地区（渡嘉敷村・座間味村）の役場・観光協会・商工会で構成する関係機関の連絡会議を開催し、慶良間諸島全域の市場動向等情報交換を行い、地域の方向性を共有します。

② 経済団体交流会の実施（年1回）

渡嘉敷村では各経済団体の交流の場が無かったため年に一度経済人の講演会と、農業協同組合、漁業組合などの団体との交流会を開催し、相互の情報と協力体制を深めます。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制	
(令和6年10月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）	
沖縄県商工会連合会 法定経営指導員 1 名 (スーパーバイザー)	渡嘉敷村商工会 法定経営指導員 1 名 (事務局代表者) 補助員 1 名 渡嘉敷村 観光産業課
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
【氏名】普久原誉也	
【連絡先】渡嘉敷村商工会	
〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷346	
TEL098-987-2430 FAX098-987-2789	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）	
経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。	
(3) 商工会／関係市町村連絡先	
①商工会	
〒901-3501	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷346	
渡嘉敷村商工会	
TEL098-987-2430 FAX098-987-2789	
Email: kerama@tokashiki.or.jp	
②関係市町村	
〒901-3501	
沖縄県島尻郡渡嘉敷村渡嘉敷183番地	
渡嘉敷村役場 商工観光課	
TEL098-987-2333	
Email: shinkou@vill.tokashiki.okinawa.jp	

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
動向調査の実施	15	15	15	15	15
需要動向調査の実施	15	15	15	15	15
経営分析セミナーの実施	60	60	60	60	60
産業まつり出展費用	150	150	150	150	150
離島フェア出展費用	150	150	150	150	150
広域連携事務局担当者会議の実施	50	50	50	50	50
経済団体講演会の実施	100	100	100	100	100
委員会の開催	10	10	10	10	10
専門家派遣費用	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、渡嘉敷村補助金、沖縄県補助金、 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	